

○檜原市契約規則	昭和39年8月12日規則第7号
改正	
	昭和53年3月1日規則第2号
	昭和57年9月22日規則第19号
	昭和59年4月20日規則第4号
	平成元年3月31日規則第4号
	平成9年3月31日規則第12号
	平成13年3月30日規則第19号
	平成14年5月30日規則第36号
	平成14年11月1日規則第55号
	平成17年3月17日規則第4号
	平成18年3月20日規則第7号
	平成19年3月30日規則第12号
	平成19年5月1日規則第25号
	平成20年7月4日規則第23号
	平成21年4月17日規則第22号
	平成22年4月30日規則第21号
	平成22年7月29日規則第27号
	平成24年4月2日規則第37号
	平成26年3月28日規則第12号
	平成29年3月31日規則第23号
	平成30年3月30日規則第29号
	令和2年3月31日規則第29号
	令和5年5月11日規則第36号
	令和7年3月5日規則第7号
	令和7年3月26日規則第18号

檜原市契約規則	
目次	
第1章 総則(第1条)	
第2章 一般競争入札(第2条～第13条)	
第3章 指名競争入札(第14条・第15条)	
第4章 随意契約(第16条)	
第5章 せり売り(第17条)	
第6章 契約の締結(第18条～第23条)	
第7章 契約の履行(第24条～第29条)	
第8章 雑則(第30条)	
附則	
第1章 総則	
(趣旨)	
第1条 この規則は、法令に定めるもののほか、売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。	
第2章 一般競争入札	
(競争入札の参加者の資格)	
第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査については、別に定める。	
2 前項の資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に競争入札参加資格審査に必要な書類を市長に申請しなければならない。	
3 市長は、前項に定める書類の提出があったときは、一般競争入札に参加する資格の有無を審査し、当該資格を有する者については、檜原市入札参加資格者名簿に登録するものとする。	
4 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が令第167条の4第2項各号の規定に該当する場合は、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができるものとする。その者を代理人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様し、その期間については別に定める。	
(入札の公告)	

第3条 一般競争入札の公告は、令第167条の6第1項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を掲示又はその他の方法により入札の期日前15日（不用品の売却その他軽易な事項に係る契約については期日前5日）までに行うものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に必要な書類
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 入札の無効に関する事項
- (5) 令第167条の10第1項の規定により落札者を決定するために契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を行う場合の基準
- (6) 最低制限価格（市長が特に定める方法により最低制限価格を設定する場合はその基準となる金額）
- (7) その他必要な事項

2 前項第5号及び第6号に掲げる事項は、当該事項を設定する案件に限り公告するものとする。

（入札保証金）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額（再入札の場合にあつては、最初の入札の入札金額）の100分の5に相当する額（インターネットを利用して公有財産等の売払いを行う事務の手續（以下「インターネット公有財産売却システム」という。）による一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る予定価格の100分の10に相当する額）以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- (2) 第2条第3項の名簿に登録された者で、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその必要がないと認める者

2 前項の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (5) 市長が確実と認める社債
- (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (7) 銀行又は市長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証
- (8) インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札を行う場合にあつては、当該システムを管理する事業者の保証

3 一般競争入札に参加しようとする者が銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

4 前2項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 債権金額（割引の方法により発行した国債及び地方債であつて保証金に充用の日から5年以内に償還期限の到来しないものについては、発行価格）
- (2) 政府の保証のある債券、金融債及び市長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格）の8割に相当する金額
- (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額
- (5) インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

5 一般競争入札に参加しようとする者から小切手を入札保証金の納付に代わる担保として提供があつた場合において、当該小切手を第13条の規定により還付することとなる前にその呈示期間が経過することとなるときは、当該小切手を保管する者をして、その取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手を担保として提供した者に対して当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めるものとする。

6 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合には、これを還付する。

7 前項の規定にかかわらず、落札者に係る入札保証金については、次の各号のいずれかの方法により取り扱うものとする。

- (1) 落札者と、当該入札に係る契約を締結した後に、当該落札者に還付する。
- (2) 落札者と、当該入札に係る契約を締結するに際し、当該契約に係る契約保証金の全部又は一部に充当する。

8 前2項の規定にかかわらず、落札者に係る入札保証金は、公有財産等の売払いを行うための一般競争入札の場合において、落札者が公有財産等の売払いを行うための入札に参加する資格を有しなかったとき又は提出書類等に虚偽があつたときは、還付を行わない。

（予定価格）

第5条 市長は、一般競争入札を行うに当たっては、当該入札に付する事項の価格を、その事項に係る設計図書等によって予定しなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続し、かつ、反復して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

（入札の手續）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を作成し、封書にして入札に付される事業等の名称及び自己の氏名（法人にあつては法人名及び代表者名）その他必要な事項を表記し、所定の日時までに、所定の方法により、所定の場所へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が郵便による入札を指定した場合は、入札に参加しようとする者は、別に定める方法により入札書を提出しなければならない。

- 3 代理人が入札しようとする場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、郵便による入札その他市長が定める場合においては、この限りでない。
- 4 前項の代理人は、同一の入札において2人以上の者の代理人となることができない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、電子入札（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札をいう。以下同じ。）に参加しようとする者は、電子入札システムを用いて入札書を入力作成するとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）を併せて所定の日時まで市長に送信しなければならない。
- 6 前項の情報は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。
- 7 前項までの規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札を行う場合にあっては、入札書に代えて当該システムに必要な事項を登録させることにより行わせることができるものとする。
- 8 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
（入札金額）

第7条 入札書（電子入札にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（以下「電子入札書」という。））。以下同じ。）に記載（電子入札にあっては、記録）すべき金額は、特に単価を示すべきことを指示した場合のほか、すべて総計金額とする。

2 前条第7項の規定に基づき、インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札を行う場合において当該システムに登録する金額についても、前項と同様とする。
（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）記名押印を欠く入札書（電子入札書を除く。）又は電子署名を欠く電子入札書による入札
- （2）金額が訂正され、又は判読し難い入札書による入札
- （3）重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札書による入札
- （4）封書によらず提出又は投函された入札書（電子入札書を除く。）による入札
- （5）長期継続契約に係る入札であって、入札額と、各年度の金額の合計が一致しない入札書によるもの
- （6）単価契約に係る入札であって、入札額と、単価に予定数量を掛けた金額の合計が一致しない入札書によるもの
- （7）入札時に内訳書の添付を要する入札であって、内訳書が添付されず、又は内訳書の種類と入札額が一致しないもの
- （8）同一の案件につき同一の入札者が行った2以上の入札
- （9）入札に際して公正な入札の執行を害する行為を行った者の当該行為に係る入札
- （10）入札に際して委任状の提出がない代理人が行った入札
- （11）談合等の不正行為を行った者の当該不正行為に係る入札
- （12）事後審査を行う条件付き一般競争入札において、事後審査により入札参加要件を確認できなかった落札候補者が行った入札
- （13）その他市長の定める入札条件に違反した入札
（入札の執行の取消し等）

第9条 市長は、一般競争入札を執行する際、入札者の不正行為その他の理由によりその入札を執行することが不適当であると認めるときは、これを延期し、又は取り消すことができる。
（開札）

第10条 市長は、開札を終了したときは、開札録を作成しなければならない。

2 令第167条の10第1項の規定による最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合又は価格その他の条件が檜原市にとって最も有利なものをもって申込みをした入札者以外の者を落札者としてすることができる場合に行う調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）又は同条第2項に規定する最低制限価格を設けたときは、前項の書面に併せてこれを記載しなければならない。
（再度の入札の参加者の資格）

第11条 市長は、令第167条の8第4項の規定により再度の入札に付そうとする場合においては、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることはできない。

- （1）初度の入札に参加しなかった者
- （2）第8条各号に掲げる無効の入札をした者
（落札者の決定）

第12条 市長は、一般競争入札により契約しようとする場合においては、次に掲げるところにより落札者を決定し、契約の相手方とするものとする。

- （1）工事又は製造の請負、物件の買入れ若しくは借入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合においては、調査基準価格を下回る価格で申込みをした者がいないときにあっては予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち最低の価格で申込みをした者を、調査基準価格を下回る価格で申込みをした者があつたときにあっては予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めた者を、また、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格でかつ最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- （2）公有財産の売払い又は貸付けその他市の収入の原因となる契約については、予定価格以上であつて、最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- （3）前2号の規定により落札者を決定する場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があつたときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- （4）電子入札により落札者を決定する場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、前号の規定にかかわらず、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

- (5) 第3号の規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札により落札者を決定する場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、インターネット公有財産売却システムによる自動抽選により、落札者を決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する契約について、その性質又は目的から同項の規定により落札者を決定し難い場合においては、市長は、令第167条の10の2の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 競争入札により落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

(入札に係る損害賠償)

第13条 落札者が契約を締結しない場合には、納付した入札保証金は、市に帰属するものとする。

- 2 前項の場合において、当該落札者は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、入札金額の100分の5に相当する額以上の額(落札者が入札保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格及び指名)

第14条 令第167条の11第2項に規定する資格及びその審査並びに指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合において指名すべき業者数その他の選定に係る基準については、別に定める。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第15条 第2条(第1項を除く)及び第4条から第13条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあり、及び第4条第1項第2号中「第2条第3項」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約)

第16条 令第167条の2第1項第1号の規定による予定価格の額は、令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額によるものとする。

- 2 随意契約の方法による契約を締結しようとする場合においては、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を提出させる必要がないと認められるものについては、この限りでない。
- 3 前項の規定による見積書は、原則として第2条3項の名簿に登録された者のうちから徴するものとする。
- 4 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により、規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

5 前項第2号の公表は、複数の者から見積書を徴することができる場合に限り行うものとする。

第5章 せり売り

(せり売りの手続)

第17条 第2章の規定は、財産の売払いにおいてせり売りに付する場合について準用する。

第6章 契約の締結

(契約の締結)

第18条 落札者又は随意契約の契約締結の通知を受けた者(以下「落札者等」という。)は、第20条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、落札の日又は随意契約の通知を受けた日から10日(檜原市の休日定める条例(平成元年檜原市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。)以内に記名押印した契約書及びその他の必要書類を提出しなければならない。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者等は、正当な理由なく前項の期間内に契約書及びその他の必要書類を提出しないときは、落札者等としての権利を失うものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、落札者等が市長とともに契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、同項に定める記名押印は、当該電磁的記録に対し市長が指定する電子署名を付与することをもって代えることができる。

4 前項の場合において、電子署名が付与された電磁的記録は、これを記名押印された契約書とみなす。

(契約書の作成)

第19条 市長は落札者等を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の種類又は性質により必要のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行の期限

(4) 履行の場所

(5) 契約保証金に関する事項

(6) 監督及び検査に関する事項

(7) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(8) 債務不履行の場合の損害金に関する事項

(9) 危険負担に関する事項

(10) 契約不適合責任に関する事項

(11) 契約の解除に関する事項

(12) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等の契約に係る契約書は、別に定めるところによる。ただし、契約の内容により当該契約書によりがたいと認められるときは、この限りでない。

(契約書の省略)

第20条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約(財産の売払い等に関するものを除く。)については、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事請負契約をする場合において、その契約金が50万円を超えないとき。
- (2) 物品売買契約をする場合において、その契約金が30万円を超えないとき。
- (3) 役務提供契約をする場合において、その契約金が30万円を超えないとき。
- (4) せり売りに付するとき。
- (5) 災害の発生により緊急に契約を締結する必要があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約を締結しようとする者(以下「契約者」という。)は、当該契約が建設工事の請負契約であるときは建設工事請書を、その他の契約であるときは市長が特に必要があると認めるときに限り、前条第1項の規定に準じ必要な事項を記載した請書を提出しなければならない。

(契約保証金)

第21条 契約者は、契約締結と同時に契約金額(インターネット公有財産売却システムによる一般競争入札を行う場合にあっては、第5条に規定する予定価格)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、市長は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- (2) 市と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者
- (4) 物品を売り払う場合において売払代金を即納する者
- (5) 第2条第1項の規定により定められた資格を有する者で、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- (7) 設計金額又は積算金額が1,000万円未満となる場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者。ただし、檀原市長期継続契約に関する規則(平成18年檀原市規則第6号)第2条に定める長期継続契約については、積算総額が1,000万円未満となる場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長がその必要がないと認めるとき。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 第4条第2項各号に掲げるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する額とする。

4 第4条第3項から第5項までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同条第3項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社」と、同条第4項第4号中「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社」と、同条第5項中「第13条の規定により還付することとなる前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約保証金の還付)

第22条 契約者が納付した契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、契約の履行後これを還付する。ただし、市長は、契約者の契約不適合責任の終了までその全部又は一部を留保することができる。

2 契約者が財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。

(仮契約)

第23条 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年檀原市条例第10号)の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

2 市長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

第7章 契約の履行

(契約の変更等)

第24条 市長は、天災その他やむを得ない理由により、契約者から履行期限内に契約を履行することができない旨の申出があったときは、履行期限を延長することができる。

2 市長は、契約者の責めに帰すべき事由により、契約者から履行期限内に契約を履行することができない旨の申出があったときは、当該事由につきやむを得ないと認める場合に限り、利息を付した上で、履行期限を延長することができる。

3 市長は、事業の廃止若しくは中止又は設計の変更その他の事由により、必要があると認めるときは、契約者と協議の上、契約の全部又は一部の解除、内容の変更又は履行の中止をさせることができる。

4 前3項の規定による契約の変更は、文書をもってこれをしなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第25条 契約者は、契約の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(機密の保持)

第26条 契約者は、当該契約を履行するに当たり、知り得た市の機密について、他に転用、流用又は漏えいしてはならない。当該契約終了後も同様とする。

(遅延利息)

第27条 契約者は、その責めに帰すべき事由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、その契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算定して得た額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

- (1) 契約者がその責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約者が正当な理由なく契約の履行の着手を遅延したとき。
- (3) 契約者が正当な理由なく検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約者が契約事項に違反することによりその契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 契約者が、競争入札及び契約の締結又は契約の履行において、談合等の不正な行為を行い、契約の相手方として不適当と認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 市長は、前項に定めるもののほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは契約を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により契約を解除する場合は、書面をもってその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(契約に係る損害賠償)

第29条 市長が前条第1項の規定による契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、市に帰属するものとする。

2 前条第1項第1号から第5号までの規定に該当する場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額。以下同じ。)を損害賠償金として納付しなければならない。

3 前条第1項第6号に該当する場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の20に相当する額以上の額を損害賠償金として納付しなければならない。

4 前2項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

5 前3項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

第8章 雑則

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 檀原市契約条例施行規則(昭和34年檀原市規則第1号)及び檀原市工事執行規則(昭和34年檀原市規則第2号)は、廃止する。

附 則(昭和53年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第19号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年度の契約から適用する。

附 則(平成元年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の檀原市契約規則様式第2号から様式第4号までの規定は、平成元年4月1日以降に工事目的物の引渡しを受ける契約に係る開札録、工事請負契約書及び建設工事請書について適用し、同日前に工事目的物の引渡しを受ける契約に係る開札録、工事請負契約書及び建設工事請書については、なお従前の例による。

附 則(平成9年規則第12号)

この規則は、平成9年4月1日から施行し、改正後の檀原市契約規則の規定は平成9年度の契約から適用する。

附 則(平成13年規則第19号)

この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の檀原市契約規則の規定は、平成13年度の契約から適用する。

附 則(平成14年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第24条の規定は、この規則の施行の日以後に行う契約の締結から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成18年規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第12号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則（平成19年規則第25号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成20年規則第23号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成21年規則第22号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成22年規則第21号）
この規則は、平成22年5月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年規則第27号）
この規則は、平成22年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年規則第37号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成26年規則第12号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成29年規則第23号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成30年3月30日規則第29号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年3月31日規則第29号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年5月11日規則第36号抄）
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（令和7年3月5日規則第7号）
この規則は、令和7年4月1日から施行し、改正後の檀原市契約規則の規定は、令和7年度の契約から適用する。
 - 附 則（令和7年3月26日規則第18号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。
-